利用可能な申請種別

利用可能な申請種別は以下のとおりです。

① 在留資格認定証明書交付申請
② 在留資格変更許可申請
③ 在留期間更新許可申請
④ 在留資格取得許可申請
⑤ 就労資格証明書交付申請
⑥ ②～④と同時に行う再入国許可申請
⑦ ②～④と同時に行う資格外活動許可申請

※「外交」、「短期滞在」又は「特定活動（出国準備期間）」の在留資格を有する方又は当該在留資格への変更を希望する方は対象外です。

利用可能な在留資格（対象範囲）

教授	本邦に所属する機関のあるすべての方
芸術	
宗教	
報道	
法律・会計業務	
医療	
教育	
介護	
文化活動	
公用	すべての方
興行	
特定技能	
研修	
経営・管理	
研究	
技術・人文知識・国際業務	
企業内転勤	
技能	
高度専門職	活動内容に該当するこの表のいずれかの在留資格において、オンラインで受付可能な対象範囲に該当する方
技能実習（企業単独型）	すべての方
技能実習（団体監理型）	すべての方（※団体監理型の場合、オンラインでの申請は監理団体からのみ認められます。）
留学	すべての方
家族滞在	扶養者がオンラインでの対象範囲とされている方
日本人の配偶者等	すべての方
永住者の配偶者等	
定住者	

特定活動	次のそれぞれの告示に掲げる方
	・告示２号の４（家事使用人（特別高度人材型）） すべての方
	・告示３号（台湾日本関係協会職員及びその家族） すべての方
	・告示４号（駐日パレスチナ総代表部の職員及びその家族） すべての方
	・告示６号（アマチュアスポーツ選手） 本邦に所属する機関のあるすべての方
	・告示７号（アマチュアスポーツ選手の家族） 告示６号の方から扶養を受ける方
	・告示９号（インターンシップ） 本邦に所属する機関のあるすべての方
	・告示１０号（英国人ボランティア） 本邦に所属する機関のあるすべての方（※在留期間更新許可申請を除く。）
	・告示１２号（サマージョブ） 本邦に所属する機関のあるすべての方（※在留期間更新許可申請を除く。）
	・告示１５号（国際文化交流） 本邦に所属する機関のあるすべての方（※在留期間更新許可申請を除く。）
	・告示１６号～２４号及び２７号～３１号等（二国間の経済連携協定（ＥＰＡ）看護師・介護福祉士関係）（注３） 本邦に所属する機関のあるすべての方（※在留資格認定証明書交付申請を除く。）
	・告示３３号（高度専門職外国人の就労する配偶者）（注１） すべての方
	・告示３３号の２（特別高度人材外国人の就労する配偶者）（注１） すべての方
	・告示３４号（高度専門職外国人又はその配偶者の親） 高度専門職の方から扶養を受ける方
	・告示３６号（特定研究等活動）（注２） 本邦に所属する機関のあるすべての方
	・告示３８号（特定研究等活動家族滞在活動）（注３） 告示３６号の方から扶養を受ける方
	・告示３９号（特定研究等活動等の対象となる外国人研究者等の親） 告示３６号の方から扶養を受ける方
	・告示４２号（製造業外国従業員受入事業における特定外国従業員） 本邦に所属する機関のあるすべての方
	・告示４６号（本邦大学卒業者（大卒特活））（注２） 本邦に所属する機関のあるすべての方
	・告示４７号（本邦大学卒業者の配偶者等）（注３） 告示４６号の方から扶養を受ける方
	・告示５０号（スキーインストラクター） 本邦に所属する機関のあるすべての方
	・告示５１号（未来創造人材外国人） すべての方
	・告示５２号（未来創造人材外国人の配偶者等） 告示５１号の方から扶養を受ける方
	・国家戦略特別区域法（平成２５年法律第１０７号）第１６条の４第１項に規定する特定家事支援活動 本邦に所属する機関のあるすべての方
	・国家戦略特別区域法（平成２５年法律第１０７号）第１６条の５第１項に規定する特定農業支援活動 本邦に所属する機関のあるすべての方
	・「特定技能１号」に移行予定の方に関する特例措置について（https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/10_00025.html） すべての方（※在留資格認定証明書交付申請を除く。）
外交	対象外
短期滞在	対象外

（注１）告示３３号及び告示３３号の２については、在留申請オンラインシステムの 「申請種別及び在留資格選択（STEP1）」画面の「在留資格」において、申請人の就労活動に応じた在留資格を選択してください。

（注２）告示３６号及び告示４６号については、「申請種別及び在留資格選択（STEP1）」画面の「在留資格」において、告示等の内容も含めて該当する在留資格を選択してください。

（注３）告示３８号、告示４７号及びＥＰＡ家族については、「申請種別及び在留資格選択（STEP1）」画面の「在留資格」において、「家族滞在（以下略）」の在留資格を選択してください。

（留意事項）

①在留資格変更許可申請を行う場合、在留申請オンラインシステムの「申請種別及び在留資格選択（STEP1）」画面の「在留資格」において、希望する在留資格を選択してください（現に有している在留資格は選択しないでください。）。

②提出資料のファイルがオンラインシステム上に添付できる容量（１０ＭＢ）を超える場合には、資料の添付漏れではないことがわかるよう、「添付資料に係る申告書」を添付してください。

③郵送等にて提出する場合は、いずれの場合も、申請受付番号（申請の翌日に送信されるメールに記載されています。）に応じて、提出してください。

提出先については、「添付資料　郵送・提出先一覧」（※２）を参照願います。

（※1）参考様式：https://www.moj.go.jp/isa/applications/guide/online_guidance.html　（※2）一覧表：https://www.moj.go.jp/isa/content/001351475.xlsx